

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の
推進に関する法律施行規則（令和2年総務省令第11号）
について

令和2年3月
地域振興室

1 制定の趣旨

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号。以下「法」という。）の施行に伴い、特定地域づくり事業協同組合の認定手続等の必要な事項を定めるもの。

2 主な内容

- （1） 特定地域づくり事業協同組合の認定又は変更の認定の申請を行う際の添付書類を定款、登記事項証明書、事業計画等とすること。
- （2） 特定地域づくり事業協同組合は、毎事業年度開始前に、事業計画等を都道府県知事に提出しなければならないこと。
- （3） 特定地域づくり事業協同組合は、事業年度終了後の最初の6月30日に、事業報告書を都道府県知事に提出しなければならないこと。

3 施行期日

令和2年6月4日（法施行日と同日）